

## 議案第7号

### 幸手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

幸手市国民健康保険税条例（昭和40年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第3条第1項中「100分の7.4」を「100分の7.6」に改める。

第4条中「3万5,000円」を「4万2,000円」に改める。

第5条中「100分の2.5」を「100分の2.6」に改める。

第5条の2中「1万3,000円」を「1万5,000円」に改める。

第6条中「100分の2.1」を「100分の2.3」に改める。

第7条中「1万2,000円」を「1万5,000円」に改める。

第21条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第1号ア中「2万4,500円」を「2万9,400円」に改め、同号イ中「9,100円」を「1万500円」に改め、同号ウ中「8,400円」を「1万500円」に改め、同項第2号ア中「1万7,500円」を「2万1,000円」に改め、同号イ中「6,500円」を「7,500円」に改め、同号ウ中「6,000円」を「7,500円」に改め、同項第3号ア中「7,000円」を「8,400円」に改め、同号イ中「2,600円」を「3,000円」に改め、同号ウ中「2,400円」を「3,000円」に改め、同条第2項第1号ア中「5,250円」を「6,300円」に改め、同号イ中「8,750円」を「1万500円」に改め、同号ウ中「1万4,000円」を「1万6,800円」に改め、同号エ中「1万7,500円」を「2万1,000円」に改め、同項第2号ア中「1,950円」を「2,250円」に改め、同号イ中「3,250円」を「3,750円」に改め、同号ウ中「5,200円」を「6,000円」に改め、同号エ中「6,500円」を「7,500円」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の幸手市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和7年2月19日提出

幸手市長 木村純夫

#### 提 案 理 由

国民健康保険税の課税額の限度額、税率等の改正を実施したいので、この案を提出するものである。